

【2020年度 第2次補正予算に対する緊急要求】

国立私立間の格差のない学生支援と 遠隔授業の実施を保証する第2次補正予算編成を！

2020年5月18日

日本私立大学教職員組合連合
中央執行委員会

新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための政府、自治体による自粛要請のなかで、大学生、特に私立大学生の生活困難・修学困難は、日増しに深刻さを増している。原因は親の収入減と学生自身のアルバイト収入減や失業である。

学生が学費減免や返還を求めている署名運動は、5月7日現在で207大学に及び、うち196大学が私立大学である【資料1】。この事実は、現在進行中の学生の生活困難・修学困難という事態が私立大学生に特に深刻であることを示している。

また全学生に対し、緊急支援としての給付金支給を実施した私立大学は、5月10日段階で100大学を超えている【資料2】。私立大学の側も学生支援の必要性を深刻に受け止めている証左である。しかし、私立大学の4割は採算割れであり、少なくない私立大学が特別な支援を行うことができる財政状況にはない。

そもそも新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための政府方針による自粛要請や休業要請に起因している学生の生活苦と修学困難は、政府の責任によって支援されるべき事柄であり、個別私立大学の自助努力に丸投げするかのような政府の姿勢は非常に問題である。

国立大学生・公立大学生も、アルバイトを失い、親の収入減によって、生活苦と学業継続困難の状況にある。しかし、別紙「要求の根拠」【資料3】に示すように、これまでの政府の大学に対する財政政策の歪みから生じている私立と国立の格差、私立大学生と国立大学生との格差は、厳然としている。現下の「コロナ禍」による学生の生活・修学困難が、私立大学生、私立大学において顕著となっているのは、私立軽視政策の当然の帰結であり、私立国立間格差の解消なしには、私大生の修学と教育の確保は不可能であることを強調するものである。

<第2次補正予算への要求事項>

1. 私立国立公立の区別なく、すべての学生・大学院生・留学生を対象として、大学授業料を一律に半額免除するための予算措置を行うこと。
2. すべての学生・大学院生・留学生が学修・研究を継続できるように、直接給付金を一人あたり10万円支給すること。

3. 修学支援新制度は、2020年2月以降の家計急変に対応して拡充したとされているが、詳細な内容や申請手続きが非常にわかりにくく、現状では大学担当者、父母・学生に周知されているとは言い難い状況にある。文科省は、大学と父母学生への周知徹底をはかり、趣旨通りの活用を確保すること。支援対象学生の成績要件は特例措置として緩和されているが、確認大学の要件は残されたままであるので、2020年度については確認大学要件を適用しないこと。
4. 新型コロナウイルス感染予防・衛生確保のための施設整備経費については、第1次補正予算で国立大学法人等にトイレの洋式化・乾式化補助として46億円がつけられた。国立86大学で単純平均すれば1大学5348.8万円である。私立大学の衛生環境整備には1円も予算措置がされなかった。キャンパスに戻ってくる学生、教職員にとって、私立大学は安全でなくても構わないという理屈は通らない。大学数でいえば、私立大学は国立の4倍であるので、感染予防・衛生確保の観点からすれば、私立大学に184億円相当が手当されるよう予算措置を行うこと。
5. 遠隔授業の環境構築対策費として第1次補正予算では、大学・高専・専修学校を含めて、総額27億円が措置されたが、配分方法については未定となっていた。大学・高専・専修学校の総数はおよそ4200校に上り、1学校当たり単純平均額は63万円弱と極めて少ない。
- 第2次補正予算案の編成にあたっては、すべての学生が支障なく遠隔授業を受けられるよう、国公立大学の区別なく、以下の点に留意して当該予算額を大幅に増額すること。
- 学生の受講環境に差がでないようノートパソコンの貸与と通信費について、学生数に応じた実額支援をおこなうこと。
 - 遠隔授業環境を急ぎ整備したために、サーバーのシステムダウンが相次いでいる。各大学のシステム整備に必要な費用を予算計上すること。
 - 遠隔授業を行う教員の講義環境を確保するための支援を行うこと。この「教員」には専任・非専任、常勤・非常勤問わず授業を担当するすべての教員を含むこと。

以上